

質問に対する回答書

件名 みらい光生病院看護補助者に関する労働者派遣契約

資料	項目	質問内容	回答
1 仕様書	5 派遣期間	令和8年6月1日からの入れ込み開始で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
2 仕様書	6 看護補助者の要件等	派遣労働者の年齢制限はありますか。	仕様書内の各要件を満たす方であれば、年齢制限はございません。
3 仕様書	7 就業時間	人数配置について、準夜勤(16:30～23:00) 1名・深夜勤務(23:00～9:00) 1名と記載がございますが、準夜勤＋深夜勤の通し夜勤(16:30～9:00(休憩150分)) 配置のご相談は可能でしょうか？	<p>可能ですが、派遣料金の時間外勤務の割増の対象外となります。</p> <p>仕様書の 「22 派遣料金 (3)時間外勤務（実働8時間超をいう。以下同じ。）に対する派遣料金の算定に用いる単価（以下「時間外単価」という。）については、契約する単価の25%割増（1円未満の端数は切捨て）とする。また、当該時間が午後10時から翌日午前5時の場合の単価については、契約する単価の50%割増（1円未満の端数は切捨て）とする。」</p> <p>については、仕様書通りの配置であって、やむを得ず8時間超の時間外勤務が発生した場合にお支払いするものです。当初から8時間超の配置は「契約する単価の25%割増（1円未満の端数は切捨て）」の対象外とさせていただきます。</p> <p>よって、次の①②配置についての派遣料金は同一となります。</p> <p>①左記の通り、準夜勤＋深夜勤の通し夜勤(16:30～9:00(休憩150分)) 1名 ②仕様書通り、準夜勤(16:30～23:00 (休憩30分)) 1名と深夜勤(23:00～9:00 (休憩120分)) 1名</p> <p>上記は派遣料金ですので、派遣労働者への時間外勤務・割増賃金は派遣元にて適切な管理・お支払いをお願いします。</p>
4 仕様書	13 交通費等	交通費について、「準夜勤と深夜勤の派遣労働者について事前協議により必要と認められた場合は派遣先の指定する駐車場を利用できる」とございますが、その場合の駐車場費用は掛かりますでしょうか？またその場合の金額をお教えいただけますでしょうか？	事前協議により必要と認められた場合に限り、駐車場料金は無料です。